

## 令和8年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和8年3月27日第1回市議会定例会（第5日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
14 河内光	15 永井孝典
16 佐藤悟	17 鈴木裕士
18 星熊伸作	19 加藤晶子
20 小川真由美	21 小沢国大
22 石田知早人	23 河内伸一
24 小島倫明	25 舟橋秀和

③ 欠席議員は次のとおりである。

13 諸岡英実

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	伊木利彦
副市長	笹原浩史	教育長	中川宣芳
市長公室長	入江慎介	総務部長	長尾正人
地域活性化営業部長	石川徹	市民生活部長	落合健一
健康生きがい支え合い推進部長	駒瀬勝利	福祉部長	江口幸全
こども未来部長	川尻卓哉	建設部長	堀場武
都市政策部長	舟橋朋昭	上下水道部長	笹尾拓也
市民病院事務局長	竹田孝一	教育部長	矢本博士
監査委員事務局長	松浦智明	消防長	小口高広
総務部次長	古澤健一	地域活性化営業部次長	伊藤加代子
市民生活部次長	小川真治	健康生きがい支え合い推進部次長	永井政栄
福祉部次長	山本格史	こども未来部次長	野田弘

建設部次長	矢澤浩司	都市政策部次長	川島充裕
上下水道部次長	三品克二	市民病院事務局次長	堀田幸子
教育部次長	岩本淳	会計管理者	舟橋知生
副消防長	高橋直人		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	小川正夫	議事課長	松宮克哉
書記	舟橋紀浩	書記	伊藤愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

#### 諸般の報告

##### 1 提出議案の報告

#### 議案及び請願審議

議案第1号 小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第3号 小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第6号 小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第14号 小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 小牧市水道事業給水条例及び小牧市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第19号 小牧文津調整池整備工事請負変更契約の締結について
- 議案第20号 事故に係る損害賠償の額の決定について
- 議案第21号 春日寺会館等の指定管理者の指定について
- 議案第22号 本庄台老人憩の家等の指定管理者の指定について
- 議案第23号 小牧市道路線の廃止について
- 議案第24号 小牧市道路線の認定について
- 議案第25号 専決処分の承認について
- 議案第26号 専決処分の承認について
- 議案第27号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第28号 令和7年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第30号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第35号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第4号）

- 議案第38号 令和8年度小牧市一般会計予算  
議案第39号 令和8年度小牧市土地取得特別会計予算  
議案第40号 令和8年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第41号 令和8年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計予算  
議案第42号 令和8年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計予算  
議案第43号 令和8年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計予算  
議案第44号 令和8年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計予算  
議案第45号 令和8年度小牧市介護保険事業特別会計予算  
議案第46号 令和8年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第47号 令和8年度小牧市病院事業会計予算  
議案第48号 令和8年度小牧市水道事業会計予算  
議案第49号 令和8年度小牧市下水道事業会計予算  
議案第50号 補助金事務の誤りに係る和解及び損害賠償の額の決定について  
議案第51号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第10号）  
請願第1号 住民合意のない学校再編・統廃合の中止を求める請願書  
議案第52号 小牧市副市長の選任について  
議案第53号 小牧市固定資産評価員の選任について

(午後1時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は24名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さんこんにちは。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「諸般の報告」について、本日新たに議会に提出されました議案は、配付いたしました2件であります。

これをもって提出議案の報告に代えます。

日程第2、「議案及び請願審議」に入ります。

議案第1号から議案第51号までの議案51件及び請願第1号の請願1件を一括して議題といたします。

ただいま、議題といたしました議案及び請願については、去る3月9日及び3月18日の本会議において、それぞれ所管常任委員会に付託され、その後、所管常任委員会において審査がなされ、各委員長より審査結果が議長の下まで報告されております。

各委員会における議案及び請願の審査結果の報告を求めます。

総務委員長 佐藤悟議員。

(佐藤悟委員長 登壇) (拍手)

### ○総務委員長(佐藤悟)

議長の御指名を受けましたので、総務委員会を代表して、当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

去る3月24日午前10時より委員会室におきまして、委員全員と関係説明員の出席により慎重に審査の結果、議案第1号については、今回の条例改正に伴う駐車場等の料金相当額を通勤手当に上乗せして支給することによる一般会計、当初予算への影響額について質疑あり、これに対して、駐車場等の料金相当額として4,300万円を計上しており、利用者の申請内容と実態に基づき、実際の支給額を個別に確定するとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号については、農業公園の指定管理者の選定に係るスケジュールについて質疑があり、これに対して市の指定管理者制度に関する指針に基づき、令和8年4月から募集要項を公表して、指定管理者の公募を進めていく予定である。同年7月頃に有識者及び市職員で構成される指定管理者選定委員会で企画、提案審査による指定管理候補者の選定を行い、令和8年第3回定例会に関連議案を提出して指定管理者を決定したいと考えているとの御答弁があり、その他質疑あり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号については、条例改正に至る背景について質疑があり、これに対して、従来の建物内に設置されているサウナと異なり、屋外等に設置するテント型やバレルと呼ばれる木樽型のサウナ設備が全国で増加しており、現行のサウナ設備の基準より消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じたことから、関係省令等について、所要の改正が行われたため、本市の火災予防条例を改正するものであると御答弁があり、その他質疑あり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号及び議案第22号の議案2件については、会館と老人憩の家の違いについて

て質疑があり、会館は航空機の騒音防止対策や、高速道路などの公共関連対策事業などに伴って整備された施設であり、老人憩の家は昭和40年の厚生労働省通知による老人憩の家の設置、運営に基づいて、老人福祉を増進するための対策として整備された施設であるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号及び議案第26号の議案2件については、いずれも質疑はありませんでした。

採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

(拍手)

#### ○議長（舟橋秀和）

次に、福祉厚生委員長 星熊伸作議員。

(星熊伸作委員長 登壇) (拍手)

#### ○福祉厚生委員長（星熊伸作）

議長の御指名を受けましたので、福祉厚生委員会を代表して、当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

去る3月25日午前10時より委員会室におきまして、当日欠席の諸岡英実委員を除く委員全員と関係説明員の出席により、慎重に審査の結果、議案第4号については、令和8年4月1日より、小牧市休日急病診療所の診療科目のうち、外科を廃止することの市民への周知方法について質疑があり、これに対して、広報こまき、市ホームページ、市公式LINEなどに記事の掲載をするとともに、休日急病診療所の窓口においても診療体制の変更について掲示して利用者への周知に努める、また近隣の休日急病診療所や、消防本部、救急隊にも通知して広く周知していく予定であるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号については、温水プール解体工事のスケジュール及び予算について質疑があり、これに対して、解体工事の工期を29か月間見込んでおり、予算については、工事費として11億9,871万4,000円を令和8年度から令和11年度までの4か年の継続費として計上している。予算が可決された後、直ちに入札事務を進め、令和8年12月の定例会に工事請負契約締結に係る議案を提出し、令和9年1月から解体工事に着手して、令和11年5月下旬までに完了させる予定であるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号については、小中学校体育館に設置された空調設備使用料の積算根拠に

ついて質疑があり、これに対して、積算根拠につきましては、小中学校でそれぞれ午前9時から午後9時まで空調設備を稼働した際に利用する電気とガス料金を試算して、実費相当額を使用料とした。小中学校で使用料が異なるのは体育館の広さが違うことから、設備の構成が異なるためとの答弁があり、その他質疑があり、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号については、小牧市災害弔慰金等支給審査委員会の委員構成について及び委員会を開催するタイミングについて質疑があり、これに対して、現時点での構成員は医師、弁護士、大学教授、医療ソーシャルワーカーなどを考えている。審査委員会は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく一定規模以上の自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合に開催し、関係法令の改正等がある場合、その必要に応じて開催するとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号については、今回の条例改正で特例の対象となるのはどのような方で、どのような扱いになるかとの質疑があり、これに対して、令和7年度の税制改正で給与所得控除の最低保証額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われたことにより、市民税が令和7年度は課税されていたが、令和8年度は非課税になる方が特例の対象者となる。

介護保険料については、この税制改正により介護保険料の所得段階が下がるほうが発生することが想定されるが、介護保険料の算定については1年間の特例として、令和7年度の税制改正前の給与所得控除で所得段階を算定しようとするものであるとの答弁があり、その他質疑があり、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号については、条例改正に伴う国民健康保険税額の引上げ理由について質疑があり、これに対して、国は保険料水準の完全統一について早期実現を推進しており、愛知県においても第3期愛知県国民健康保険運営方針において、保険料水準の完全統一に向けた議論を進めることを踏まえ、運営方針期間の最終年度である令和11年度までに決算補填等目的の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填繰入金が解消されることが望ましいとしている。

令和6年度実績で、本市は赤字補填繰入金が県内50市町村中、繰入総額で2番目に多い状況となっており、引き続き令和11年度までの解消に向けて計画的に税率改正を進める必要があると考えているとの答弁があり、その他質疑があり、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号については、条例改正により、家庭的保育事業者等が現在行っている健

康診断がどのように変わるのかとの質疑があり、これに対して現行の条例においては、家庭的保育事業者等は子どもを預かる前に、利用開始前の健康診断を行い、さらに1年に2回の定期健康診断や、必要に応じた臨時の健康診断を行うことが義務づけられているが、児童相談所等で既に利用開始前の健康診断が行われており、その内容が家庭的保育事業者等の行う健康診断の全部または一部に相当すると認められる場合は、健康診断の結果を活用することによって、家庭的保育事業者等が行う利用開始前の健康診断を省略することができる。

今回の条例改正により、家庭的保育事業者等が行う健康診断の代替手段として新たに母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が追加され、家庭的保育事業者等は母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の結果を活用することにより、利用開始前、定期及び臨時の健康診断を省略することができるようになるとの答弁があり、その他質疑があり、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号については、引用する児童福祉法の規定について質疑があり、これに対して、条例第24条は特定教育保育施設の職員が施設に入所している子どもに対して行ってはならない虐待等の行為を定めており、虐待に当たる行為として、児童福祉法第33条の10各項に規定された行為を引用していた児童福祉法が改正され、第33条に第2項及び第3項が新設されたことから、虐待に当たる行為の引用規定を第33条の10第1項各号に改める。

なお、虐待に当たる行為の根拠条文は、施設の類型により参照する法律が異なるため、施設ごとに引用先が異なる。さらに、特定教育保育施設の後、幼保連携型認定こども園については、入園児への虐待に当たる行為が認定こども園法第27条の2第1項各号に規定され、幼稚園についても学校教育法第28条第2項において、幼保連携型認定こども園の規定が準用されることになったため、必要な改正を行うものであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号及び議案第50号の議案2件については、質疑はありませんでした。

いずれの議案も採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号については、事故の再発防止に向けての取組について質疑があり、これに対して、本件は組織の癒着が強く丁寧にはく離を進めていく中で、想定される位置に神経が見えたことから、その神経を三叉神経と思い込んでしまったことが原因であることから、再発防止として、神経血管減圧術では手術用ナビゲーションシステムにて必ず神経の位置を確認する聴力モニタリングを行うことによって、手術中の聴力の

変化を監視する。

他院で行った手術の再手術は難しい症例となりがちなため、十分な経験のある医師2人で行うこととした、との答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉厚生委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

一部訂正をさせていただきます。

9号のところで、私、50市町村と申し上げましたが、正しくは54市町村でした。

謹んでおわび申し上げます。

訂正させていただきます。(拍手)

#### ○議長(舟橋秀和)

次に、文教建設委員長 小沢国大議員。

(小沢国大委員長 登壇) (拍手)

#### ○文教建設委員長(小沢国大)

議長の御指名を受けましたので、文教建設委員会を代表して、当委員会に付託されました議案及び請願の審査経過及び結果を報告いたします。

去る3月26日午前10時より委員会室におきまして、当日欠席の谷田貝将典委員を除く委員全員と関係説明員の出席により慎重に審査の結果、議案第13号については、駐車場法施行令の改定により、国が共同住宅に対する荷さばき駐車施設の附置義務の規制強化を進める中、本市では地域の実情を踏まえ、共同住宅を引き続き、「非・特定用途」のままにする根拠について質疑があり、これに対して、本市における荷さばき駐車場の現状は、都市部における土地の高度利用地域とは違い、宅配等の路上駐車は散見されるものの、駐輪場整備地内における荷さばき駐車場の常態化などは見られないことから、荷さばき駐車場については義務化せず、共同住宅を引き続き、「非・特定用途」として扱うこととしている。

しかしながら、今後もインターネット通販等の宅配需要の増加などが懸念されることから、将来的には駐車場整備地内の荷さばき駐車場の実態調査を実施し、現状を把握・分析した上で、必要に応じて具体的な対策を検討したいと考えているとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号については、久保一色児童遊園を廃止する理由について質疑があり、これに対して、令和7年6月10日に児童遊園の日常管理をしていただいている地元区長より、令和6年4月に本田会館北公園が供用開始されて以降、児童遊園を利用する児

童が減少したこと、地元による日常管理が困難であることから「児童遊園廃止申請書」が提出された。

これを受けて、検討した結果、久保一色児童遊園は本田会館北公園から約150メートル北に位置しており、街区公園の誘致距離、約250メートルの範囲内にあることから、本田会館北公園が代替機能を果たすため、廃止することが妥当であると判断したものであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号については、条例改正に至った経緯について質疑があり、これに対して、令和6年1月に発生した能登半島地震では、水道事業者が管理する排水管が復旧した後、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状態が長期化した。その主な要因は、宅内配管工事を担う地元市町の指定工事店の数が被害の規模に比べて少なかったことや、指定工事店自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことにより、指定工事店の確保が困難になったことによるものである。

こうした事態を踏まえ、令和7年4月に国の技術的助言により改正が示されたことを受け、給水条例及び下水道条例を改正するものであるとの答弁があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号については、篠岡地区の学校規模適正化に向けた条例改正の考え方について質疑があり、これに対して一部の学校の校舎を活用するものの、既存の学校名を残すのではなく、篠岡地区の小中学校全てを廃止し、新たに小学校2校と中学校2校を設置するものとして条例改正を行う。

篠岡地区における学校再編は、いわゆる統廃合ではなく、飽くまでも篠岡地区の全小中学校が対等な立場で学校の再編成をしようとするものであるため、これまでの学校の特色を生かしながら地域が一体となって新しく学校をつくっていくという考え方から新しい学校名としたとの答弁があり、その他質疑があり、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号については、「こまき歴史発見館」と「小牧山歴史館」のすみ分けについて質疑があり、これに対して「こまき歴史発見館」は小牧山山頂にあった旧小牧市歴史館を戦国時代の小牧山の歴史に特化した展示に全面改装したことに伴い、旧小牧市歴史館に展示していた小牧市の歴史資料を活用し、ラピオ4階の市民ギャラリー跡に新たに整備する施設である。

また、小牧山の中にある「小牧山城史跡情報館」は、ガイダンス施設として、小牧山に関する歴史・自然などを展示、解説する施設である。

これらの施設のすみ分けは、小牧山に関することは「小牧山城史跡情報館」、「小

牧山歴史館」、それ以外の小牧市の歴史に関することは「こまき歴史発見館」で行うものであるとの答弁があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、議案第23号及び議案第24号の議案3件について、議案第18号については、実施協定の変更に伴う増額の内訳について質疑があり、これに対して、撤去した橋桁の解体作業の位置変更に伴う地盤改良や飛散防止対策に係る直接工事費として約1,588万円の増額、施工管理費として約34万円の増額、事務的経費として約58万円、道路規制費は、他工事と連動して交通規制を行ったことにより約462万円の減額となり、全体として約1,218万円の増額となるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号及び議案第24号については、質疑はなく、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号については、文津調整池の地下水の止水対策について質疑があり、これに対して、本工事は現状の地盤を7.5メートル掘り下げ、現場打ち鉄筋コンクリート造の地下式調整池を整備するものであり、掘削時には地盤の崩落を防ぐため、仮設の鋼矢板を土留めして施工する必要があるが、地盤を掘り下げながら、鋼矢板が倒れないように上段と下段、それぞれ79か所をアンカーで地盤に固定する。アンカーの設置に当たっては、鋼矢板に開けた穴から地盤を機械で削孔しながらアンカーを挿入し、削孔した穴とアンカーとの隙間に水とセメントを混ぜたグラウト材を注入することにより、地下水の漏水を抑えて地盤に固定するが、下段のアンカーの挿入箇所については、地下水の圧力によりグラウト材が押し戻され、地下水の漏水を抑えることができなかったため、鋼矢板のアンカー挿入箇所に逆流防止の器具を取り付けて止水対策を行うものであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号については、紹介議員より願意の紹介と内容説明を受け、討論の後、採決の結果、賛成多数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教建設委員会に付託されました議案及び請願の審査経過及び結果の報告を終わります。(拍手)

#### ○議長(舟橋秀和)

次に、予算決算委員長 鈴木裕士議員。

(鈴木裕士委員長 登壇) (拍手)

#### ○予算決算委員長(鈴木裕士)

議長の御指名を受けましたので、予算決算委員会を代表して、当委員会に付託され

ました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

去る3月18日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第27号「令和7年度小牧市一般会計補正予算（第9号）」を含む12件の補正予算案と、議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算」を含む12件の当初予算案であります。

付託同日、当委員会を開き、各分科会を設置し、各分科会に付託議案を割り振りして審査をすることとし、24日、25日、26日に総務、福祉厚生、文教建設の各分科会を開いて審査を行い、本日午前10時より委員会室において、当日欠席の諸岡英実議員を除く委員全員と関係説明員の出席により、各分科会長の審査報告を受けました。

その後、慎重に審査した結果、議案第27号から議案第37号及び議案第51号の議案12件については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号については、反対・賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号については、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号については、反対・賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号から議案第44号までの議案4件については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号及び議案第46号の議案2件については、反対・賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号及び議案第48号の議案2件については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号については、反対・賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算決算委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。（拍手）

#### ○議長（舟橋秀和）

各委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑に入ります。発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声）

#### ○23番（河内伸一）

質疑の発言もないようであります。質疑を終結されたい動議を提出いたします。

(「賛成」の声)

○議長(舟橋秀和)

ただいま河内伸一議員より動議が出され、動議は成立いたしました。動議のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言通告による発言を許します。

猪飼健治議員。

(猪飼健治議員 登壇) (拍手)

○3番(猪飼健治)

それでは、議長の許可をいただきましたので、私は日本共産党小牧市議団を代表して討論をいたします。

請願第1号「住民合意のない学校再編、統廃合の中止を求める請願書」については、採択の立場で、議案第6号「小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算」、議案第40号「令和8年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第45号「令和8年度小牧市介護保険事業特別会計予算」、議案第46号「令和8年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」、議案第49号「令和8年度小牧市下水道事業会計予算」については、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、請願第1号についてです。

本請願は篠岡地区の学校再編について、現時点で合意ができていないから再編時期は白紙にして合意をつくってほしいという請願であります。

住民との合意に関しては、これまで保護者や子どもだけでなく、地域住民から直接意見を聞いたのは、ただ1回、9月21日の住民説明会とパブリックコメントだけでした。

その住民説明会でも、パブリックコメントでも、反対意見が圧倒的に多かったわけであります。

また、陶小学校区の保護者からも、来年4月の第1期学校再編はやめてほしいという意見書が出ていました。

ですから、市民住民合意はできていないと言わざるを得ません。

今は、再編内容の評価は別にしても、住民合意ができていないという1点で、来年4月の篠岡地区第1期学校再編時期については白紙にすべきと考えます。

よって、本請願を採択することに賛成をいたします。

次に、議案第6号についてです。

これは、小中学校体育館の空調設備の使用料を実費として、小学校は30分当たり200円、中学校は300円徴収するという内容です。

しかし、これまで本市では、電気代を含めて学校体育館の使用料を取っていません。これは、地域開放事業として、公共性があるからという理由であります。これが変わることはありません。

また、空調設備の設置は暑さから人命を守り、災害時の避難所にもなることから必要となったものであり、公共性が非常に高く、受益者負担の考え方はなじみません。

以上の理由により、議案第6号に反対をいたします。

次に、第8号議案及びそれに関わる第45号議案についてです。

介護保険については、2025年度中の給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられることによって、本来なら課税世帯が非課税世帯になるので、保険料が安くなる世帯が出てきます。そのことにより、介護保険会計に影響が出るといけないので、今回1年間だけの特例条例をつくるというものであります。

しかし、本来、政府が決めた所得控除に従って保険料は安くすべきであり、影響が出るというなら、その分は政府が責任を持って補填をすべきものであります。以上の理由で賛成できません。

次に、議案第9号及びそれに関わる議案第40号についてです。

2026年度の保険税は、1世帯当たり平均1万157円の引上げです。

これは2029年度までに、その他一般会計繰入金、決算補填等を0にするためのものです。さらに、来年度からは、子ども・子育て支援金として、1世帯当たり平均4,220円、新たな負担が増えています。

政府は現役世代の負担軽減を掲げながら、被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療保険制度などに上乘せして徴収をいたします。税でも保険料でもない新たな負担を紛れ込ませる極めて異例で筋違いの制度です。

少子化対策の加速化プランの財源として、総額36兆円のうち1兆円をこの支援金で賄おうとしていますが、子育て支援を本気で強化するなら国庫負担で対応すべきであ

り、賛成できません。

また、保険税の負担を軽減するためには、第1に18歳までの均等割を廃止すべきです。

また、第2に国の補助金を増やすように強く要望をすべきです。1兆円あれば、世帯割、均等割をなくすことができます。

次に、議案第10号についてです。

この議案は、母子保健法に基づく乳幼児健診を受けていれば、利用開始時の健康診断は省くことができるというものであります。

0、1、2歳児は成長著しい時期であり、保育事業所の利用直前の健康診断は欠かすことはできないと思います。ときに命に関わる病気などが発見されることもあり、慎重な対応が必要です。

よって、第10号議案に反対をいたします。

次に、議案第16号についてです。

篠岡地区の学校再編については、先ほど請願第1号の採択理由で述べた点に加えて、小学校で言えば篠岡、大城、陶の3つの小学校はなくなるわけでありますから、その近くに住んでいる子どもの通学時間、通学距離は当然長くなります。城山3丁目から言えば徒歩5分で通えたのが桃花台東小まで30分から35分になります。通学については、無理なく通えることがまず一番に挙げられるべきであります。

不登校が増えてしまっただけでは、元も子もありません。通学問題は子どもの教育を受ける権利、学習権の保障という観点で考えるべきです。十分時間を取って、慎重な論議が必要です。

さらに最新の文科省の調査研究協力者会議の議論のまとめにおいては、学校の適正規模、適正配置の検討に当たっては、学校を統合する場合と、小規模校として存続させる場合の一方をあらかじめ結論ありきで評価することを避けなければならないと述べています。

ですが、考える会を含めても、学校を小規模校として存続させる場合については、十分な議論がされているとは言い難い状況でした。この点でも合意ができているとは考えられません。

最後に、陶小学校区の保護者からも来年4月の第1期学校再編はやめてほしいという意見書が出ていましたし、先ほどの小牧の学校統廃合を考える市民の会からも住民合意のない学校再編、統廃合の中止を求める請願も出されています。

以上を総合的に考え、来年4月の篠岡地区学校再編の時期は白紙にすべきと考えます。

よって、第16号議案に反対をいたします。

次に、議案第38号、一般会計予算についてです。

物価高騰が止まりません。給料は上がらない、年金も上がらない中、市民生活は大変苦しくなってきました。昨年、本市では国民健康保険税の引上げ、下水道料金の引上げはあり、さらに市民生活を苦しめています。

国民健康保険税について、これまで本市は、一般会計から繰り出しをして保険税を低く抑えてきましたが、これが県の広域化となり、赤字補填のための繰り出しを解消するために保険税がどんどん上がってきました。同様に下水道料金についても、独立採算と基準外繰り出しをやめるという国の方針が最大の問題で、年間約3億8,000万円の値上げが昨年実施されました。

下水道事業は、公衆衛生の向上や川、海の水質の環境保全という市民全体が恩恵を受ける目的があり、一般会計から繰り出しを行っても何ら不思議でない事業であります。

今後、人口の減少もあって、下水道使用料の収入は減るでしょうから、独立採算ということで機械的に一般会計からの基準外繰り出しを減らしたら、残る道は際限のない使用料の値上げにしか行き着きません。

ですから、これまでやってきた一般会計からの基準外繰り出しは減額すべきではありません。

そして、私は、市民に公平性のある物価高騰対策が必要だと考えます。過去に実施した水道基本料金の減免、3歳児から5歳児の給食費や小中学校給食費の完全無償化など、思い切った対策をすべきです。

2026年度予算では、一般会計歳入で市民税が13億2,400万円、固定資産税で4億7,100万円、地方消費税交付金で4億4,100万円の増となっています。

財政調整基金は、2025年度末で、見込みで57億5,000万円余ということであります。お金はあります。私は、この財源を使って市民生活を支援し、守ることが地方自治体としての役割だと思います。

都市計画税についてです。

2026年度の都市計画事業費は、36億8,000万円余ということであります。財源の内訳は、特定財源が10億4,300万円、都市計画税が20億7,600万円、それ以外の一般財源が5億6,000万円余で、一般財源に対する都市計画税の充当率は78.6%であります。

そもそも都市計画税は目的税であり、都市計画事業を実施するときに、一般財源では足りないときに取ってもよいよという税金であります。だから、上限も0.3%と決まっています。

本市の状況を見ると、2026年度は農業公園の整備に4億6,000万円余、主に北西地区の都市公園整備などに8億6,000万円余と、調整地域の整備があり、一般財源と都市計画税の公平性に問題があると思います。

ですから、仮に国の指導で下水道料金を引き上げざるを得ないと言うのならば、都市計画税を引き下げるべきだと考えます。

次に保育園についてです。

2024年4月から保育士の配置基準が変わり、3歳児は子ども15人に保育士1人、4歳・5歳児は25人に保育士1人になりました。

本市では適正に配置されているということではありますが、未満児は、まだ正規保育士の配置が不足をしています。正規保育士の増員が必要です。

また、公立保育園に看護師の配置が足りません。早急な対応が必要です。

また、2022年度から保育園調理業務が委託され、2025年度で10円になりました。保育士の補充もないので、現場では負担が増えております。調理業務の委託は中止をすべきです。

次に、公共交通政策と高齢者の移動支援についてです。

こまくる運行事業については、4月からの再編で、特に東部においては運行本数が1本から最大4本も本数が減ります。

運行本数が減ることは、地域住民にとっても、とても切実な問題であります。

将来的に自動運転や公共デマンド、または福祉有償運送などによる公共ライドシェアなども代替の手段としては考えられるかもしれませんが。

しかし、自動運転などはまだレベル2の実証実験の段階であります。すぐに実施ができるというものでもありません。

当面の策として、地域住民や高齢者の足の確保のために事業者に対して補助金を出し、運転手確保に努めるべきだと考えます。

また、こまくるは乗り継ぎしやすくしたということでありましたけれども、バス中の待ち時間が長いなどの問題もあります。改善が必要です。

さらに、高齢者タクシー料金助成事業については、対象者が要介護1以上の人となっているために利用が増えておらず、予算は2023年度から約5分の1になっています。

タクシー券の配布対象を80歳以上に広げることなどの対応が必要です。ぜひ市民の皆さんの声を聞き、改善のための対応をしてほしいと考えます。

学校給食費の無償化についてです。

国の施策で、小学校給食については1人当たり月額5,200円までは無償化となり、あわせて、それ以上の給食費は本市が負担するという一方で、小学校給食費について

は完全無償化になりました。この点、市の対応もよかったと思います。ぜひとも、今後も継続を強く望みます。

しかし、一方、中学生の給食費については、第2子以降の給食費は市が負担していますが、第1子中学生の給食費は物価高騰対応等臨時交付金による1年間の限定的な補助になっています。

中学生の給食についても市独自に学校給食補助を行って、小中ともに市の施策として、恒久的に給食無償化を行うことが必要であると考えます。

次に、定住促進事業についてです。

この事業については、まず予算総額が総額全体で3,580万円、約半額にまで減額になっています。

中古住宅取得時の補助も単独ではなくなっています。

このことが事業費が減額となった一番の理由だと考えます。

事業費の減少は補助金の使い勝手が悪くなって、その結果、補助対象者が減ってしまった結果です。

これでは、人口減少の中で非常に重要な施策であるはずの定住促進が充実しているとはとても言えず、逆に後退しているとしか思えません。

やはり、単独での中古住宅取得時の補助を復活させ、また市内就業者だけでなく、市内の在住者も対象に、対象の拡大、充実を図ることが必要だと思います。

次に、議案第46号についてです。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者が国民健康保険や協会けんぽ、組合健保など、被用者保険から切り離されて一律に加入する制度であります。

運営は、都道府県単位に設置された広域連合が行い、保険料の徴収事務は市町村が行っています。この制度は2年ごとに保険料が見直されます。2026年度は見直しの年で、1人平均5,163円の引上げで、平均保険料は年間10万8,544円になります。

さらに来年からは、子ども・子育て支援金で、1人平均2,576円負担が増えることになります。

保険料は年々増加傾向で、物価高騰の下、高齢者の暮らしを圧迫しており、賛成はできません。

最後に、議案第49号についてです。

下水道収益は、下水道使用料が昨年度当初と比べると30%の引上げで、年間で約3億8,000万円の影響額です。これは、平均的な世帯当たりで言うと、年間6,600円増えているということになります。

あわせて、それに対応する形で一般会計からの基準外繰入れが減額になっています。

これまでは一般財源を繰り入れて負担を抑えてきましたが、国からの強い指導の下、原則独立採算で汚水処理費は使用料で賄うことが求められています。

そして、今後、さらに30%の引上げが予定をされています。

これからは、人口減少で使用料の収入も減となります。独立採算ということで、機械的に一般会計からの基準外繰入れを減らしたら、残る道は際限のない使用料の値上げにしか行き着きません。

さらに現行の物価高騰、そして国民の生活困難の状況を鑑みれば、下水道料金の値上げはやるべきではないと考えます。

以上、請願1件は採択、議案10件には反対をいたします。

以上で、私からの日本共産党小牧市議団を代表しての討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

#### ○議長(舟橋秀和)

次に、余語智議員。

(余語 智議員 登壇) (拍手)

#### ○8番(余語 智)

議長のお許しをいただきましたので、牧政会を代表して、議案第8号、議案第9号、議案第40号、議案第45号及び議案第46号の5議案について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、議案第8号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

介護保険料の算定については、介護保険事業計画において、3か年に必要な保険給付費等から保険料の額を定めています。

今回の給与所得控除の引上げで一部の被保険者の所得段階の異動が生じ、保険料収入が減少する可能性があり、国においても保険者の責めに帰さない保険料収入不足を防ぐため、介護保険法施行令の改正を行っています。

第9期介護保険事業に基づく介護保険事業を健全に運営していくためには、給与所得控除の引上げの影響が出ないようにすることが必要であり、1年間の特例として介護保険料について給与所得控除の引上げ前の額で算定とする条例改正は必要であると考えます。また、給与所得控除の引上げの決定を受けて、令和7年から令和8年に給与所得を引き上げた方は申請によらず、特例として減免するとのことですので、そのような方にも十分配慮されているものと考えます。

次に、議案第9号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第40号「令和8年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算について」で

あります。

本市の国民健康保険事業では、安定的な運営を目指し、平成30年度以降、税率改正を重ねるとともに医療費の適正化を図るために、データヘルス計画を基に生活習慣病の重症化予防やジェネリック医薬品の促進などにも積極的に取り組まれており、収納率向上にも努められております。

また、決算補填等目的の一般会計繰入金の着実な解消に取り組む中、保険税率等の見直しについても、被保険者の急激な負担増にも配慮した税率改正としています。

新設される子ども・子育て支援金については、国において既に決定された制度であり、適切に見込んでいると考えます。

このようなことから、今回の条例改正及び予算は国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営する上で必要なものであると考えます。

次に議案第45号「令和8年度小牧市介護保険事業特別会計予算について」であります。

介護保険制度は介護が必要になってでも、できる限り自立した日常生活を営めるように、必要なサービスを提供する仕組みであり、社会全体で制度を支えています。本市においても、高齢化率が25%を超えた今日においては欠かすことのできない制度であります。

介護を必要とする方が増加する中においても、過不足のない介護サービスの確保に加え、高齢の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護予防についても様々な取組を進め、健全な財政運営を図っているものと認識しています。

令和6年度から保険料が改正されておりますが、増え続ける介護需要に対して必要となる保険料財源の確保に当たっても保険料段階の細かい設定や基金の取崩しなど、できる限り被保険者の負担を軽減されるように配慮されたものと認識しております。

次に、議案第46号「令和8年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

後期高齢者医療制度の医療費は、高齢化の進展に伴い増加を続けており、団塊の世代が後期高齢者医療制度の加入年齢に到達していることから、1人当たりの医療費は、引き続き増加しております。

新たに創設される子ども・子育て支援金分が保険料に加算されることで負担増となりますが、これは、国において既に決定された制度であり、全世代、全経済主体に負担を求めるもので、子ども・子育て支援の拡充を支える財源の一部となるものであり、不可欠な負担であると考えます。

保険料率改正は2年ごとに見直しされるものですが、今回の改正では、1人当たり

の年間保険料額の上昇を抑制するよう剰余金の活用を行っており、高齢者の保険料負担に配慮されていると認識しています。

後期高齢者医療制度は、高齢者における適切な医療の確保に必要な制度と認識しており、今回の予算はその制度の運営のために必要なものと考えます。

以上により、議案第8号、議案第9号、議案第40号、議案第45号及び議案第46号について、賛成するものであります。

議員各位の満場の御賛同賜りますようお願い申し上げまして賛成討論とさせていただきます。(拍手)

#### ○議長(舟橋秀和)

次に、大上利幸議員。

(大上利幸議員 登壇) (拍手)

#### ○6番(大上利幸)

私は、議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算」の2議案に反対の立場から討論させていただきます。

議案第16号は、篠岡地区の学校再編の議案ですが、反対する理由は2点あります。

1点目が、児童生徒とその保護者との合意ができてないことです。

2点目が、短期間での再編実施による児童生徒への負担増加により、不登校児童生徒が増えると考えからです。

1点目の理由の合意形成で最も重要なのが通学する校舎が変更になる児童生徒とその保護者との合意です。しかし、この合意形成ができたかの確認の調査を実施せず、教育委員会の考える学校再編の理解が進んでるという判断は、明らかに間違っています。令和7年7月実施のアンケートでは、通学する校舎が変更になる児童生徒の心配や不安の声は67.4%でしたが、その心配や不安の声は、どうなったのでしょうか。最初だけ調査をして、その後は確認をしないのでしょうか。改善していない数字が出ると学校再編を進められないからでしょうか。小牧市には、子どもの意見を尊重する子ども真ん中社会の実現の考えはないのでしょうか。

続いて、2点目の反対する理由は、学校再編による児童生徒への新たな負担により、不登校児童生徒の増加が予測できる問題です。小牧市の不登校児童生徒は年々増加しており、令和6年度の不登校児童生徒数は、驚きの716人です。特に中学生は412人、10.4%、約1割になっている現実がありますが、残念ながら、不登校対策や、不登校児童生徒への学びの保障ができてないのが現状です。その状況下で、篠岡地区の学校再編による児童生徒への新たな負担は、さらに今回の学校再編は、一般質問で提案さ

せていただいた段階的に学校再編して、子どもの影響を確認しながら進めるのではなく、短期間で一斉に実施するため、児童生徒への影響が大きく不登校児童生徒が増加する要因になると考えます。

以上の2点の理由から、議案第16号に反対します。

続いて、議案第38号に反対する理由は、農地費の修繕費の中に必要がない鷹ヶ池の時計の修理に70万もの大切な税金が使われる予算が計上されているからです。鷹ヶ池には、既に新しい時計が設置してあるため、壊れてる時計を修理する必要がないのは明らかです。全く無意味な時計の修理に70万もの大切な税金を使うことは理解ができません。さらに、担当者からは、寄贈された時計なので修理が必要だという説明がありましたが、高額な修理代がかかることや新しい時計も設置してるため、必要がなくなってることなどを寄贈団体に伝えたかを確認すると、伝えてない、寄贈された時計なので計画どおりに修理するという説明でした。担当部署では、明らかに必要がない修理代70万の費用が削減できるにもかかわらず、寄贈団体と話し合いもしないのでしょうか。

このような税金の無駄遣いが予算計上されている議案第38号にも反対します。

以上で反対討論を終わります。

#### ○議長（舟橋秀和）

次に、河内伸一議員。

（河内伸一議員 登壇）（拍手）

#### ○23番（河内伸一）

議長のお許しをいただきましたので、私は、牧政会を代表して議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算」、議案第49号「令和8年度小牧市下水道事業会計予算について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第38号「令和8年度の一般会計予算」につきましては、前年度予算との比較では、3.3%増の726億8,000万円であり、過去最大規模となっております。

天野市長の就任から、議案の上程まで非常に厳しい日程であったと思いますが、各分野間のバランスに配慮され、これまでの取組を着実に前に進められるよう市民の安全・安心に関わる重要施策に関する経費が盛り込まれた予算となっております。

それぞれの事務事業は広範にわたっておりますので、主立った事業について申し上げます。

まず、市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画策定事業として、現行の第2次基本計画に続く、次期計画策定に着手されています。

次に、子育て支援に関しては、妊産婦の経済的支援として実施されているたまごギ

フト、ひよこギフトでは、利便性と迅速性の向上を目指して、デジタルギフトを導入されます。5歳児健診では、子どもの健やかな成長を支援するため、県からで初となる歯科医師による口腔検査を追加されます。学校給食費については、小学生については、国と県の交付金を活用することで完全無償化とし、中学生については、市独自の第2子以降、中学生の無償化の継続とともに、国の臨時交付金を活用することで、令和8年度限りとされておりますが、中学生についても完全無償化が実施されております。物価高騰に苦しむ子ども世帯の経済的負担の軽減を図る上で、重要かつ適切な取組であると考えております。なお、学校再編に関しましても一般質問において、理事者側から説明がありましたとおり、子どもたちに望ましい教育環境を提供するための関係費用が予算計上されております。

次に、産業の活性化につきましては、企業立地推進補助金の補助対象を拡大するほか、近年増加している企業へのサイバー攻撃への対策に資するサイバーセキュリティ対策促進補助金の創設や、市内企業の経営効率向上に資するITスタートアップ企業オフィス等、開設補助金の創設など、引き続き市内中小企業の経営革新を支援されております。

以上、主立った事業について述べさせていただきましたが、市長が施政方針でも述べられておりますように、本市の収入の根幹である市税収入については、国の制度改正、人件費や物価の上昇及び国際的な経済リスクが企業業績に及ぼす影響など見通せず、樂觀できない厳しい状況ではあります。

また、歳出面では、社会保障関連経費の増加など、財政需要は一層高まる見込みであります。そのような状況において、都市計画税の税率の引下げは、都市計画事業への一般財源の充当額が増えることとなり、都市計画事業以外の事業の財源不足につながり、他の行政サービスの低下を招くおそれがあります。また、都市計画事業を進める上で必要な財源であり、制度上も問題がないことから、適正な予算で考えております。このように厳しい財政状況にあっても都市ヴィジョン実現に向けた取組を後退させることなく着実に前に進めることができる予算であると判断できます。

続きまして、議案第49号「令和8年度小牧市下水道事業について」であります。下水道事業は、汚水の排除、処理を行い公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とする公営企業であり、収入により汚水処理に必要な経費を賄う独立採算の原則が適用される事業でもあります。下水道使用料につきましては、安定的かつ持続的に事業運営をするために、令和7年第1回定例会条例改正をして、令和7年10月1日より、新しい使用料単価が適用されております。令和8年度の当初予算は、増加分の収入を適切に反映しながら事業を着実に進めることができる予算であると判断できるところ

であります。

したがって、議案38号、議案49号、この2議案については賛成するものであります。議員各位の満場の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。(拍手)

**○議長（舟橋秀和）**

次に、永井孝典議員。

(永井孝典議員 登壇) (拍手)

**○15番（永井孝典）**

議長のお許しをいただきましたので、私は、牧政会を代表いたしまして、議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の立場から討論させていただきます。

少子化は、全国的な課題であり、本市でも児童生徒数の減少は、今後も続く見込みであり、対応を先送りすれば、1学年一クラスの学校がさらに増え、多様な人間関係の中での学び合いや、互いに切磋琢磨する機会が薄れていくことが懸念されます。加えて、小規模校では、協働的な学習が進めにくくなるほか、人間関係が固定しやすく、集団活動の幅が狭まるなど教育活動に制約が生じる例もあります。

このままでは、教育環境の課題が深刻化し、その影響も最も受けるのは子どもたちです。だからこそ、子どもたちにとって最善の教育環境を確保することを最優先に考え、篠岡地区における学校再編は必要な取組だと考えます。

以上により、議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」賛成するものであり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

よろしくお願いいたします。(拍手)

**○議長（舟橋秀和）**

次に、小川真由美議員。

(小川真由美議員 登壇) (拍手)

**○20番（小川真由美）**

こまき民主市議団を代表いたしまして、請願第1号について、不採択の立場で討論をいたします。

請願項目篠岡地区第1期学校再編時期は、白紙に戻すなどの請願の含意について、地域の方の心配の声があるのも理解するところであります。

しかしながら、少子化が加速する中、多様な意見を引き出し、子どもたちの将来を考えると待ったなしの状況であり、教育の質を守るために学校の再編整備は余儀なく

されております。

また、対象の学校に通う保護者の方々からは、既にクラスが一クラスしかなく、児童生徒が少なく授業や部活動などは、市内と比べると選択肢が少なくなっている、人数が増えることでクラス替えが可能になり、人間関係が固定されない等、整備をして不安要素を取り除いてほしいという声も多く寄せられております。

以上の理由により不採択と考えます。

続きまして、議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算について」賛成の立場で討論をいたします。

令和8年度の一般会計予算につきましては、対前年度当初比3.3%増の726億8,000万円であり、過去最大規模となっております。市民の安全・安心環境や健康、福祉、教育、子育て、都市基盤、交通など幅広い施策に要する経費が盛り込まれた予算となっております。施政方針でもありましたが、物価高騰や人件費の上昇、米国の通商政策が企業に与える影響は、依然不透明であり、今後の収入見込みは楽観できません。

しかし、厳しい状況を踏まえつつも、安全・安心、快適な市民生活を最優先として、健全財政の維持と各分野間のバランスに十分、留意しながら効果的効率的で持続性が高い自治体経営を着実に推進できるように予算が組まれております。

最後に都市ビジョンの実現、市民生活の充実、今後、小牧市がよりわくわくできる未来に向かって進んでいくために重要な予算であると判断することから、議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算」に賛成するものであります。

以上。(拍手)

#### ○議長(舟橋秀和)

次に、星熊伸作議員。

(星熊伸作議員 登壇) (拍手)

#### ○18番(星熊伸作)

議長のお許しをいただきましたので、私は、公明党小牧市議団を代表し、今定例会に提出されました議案第6号、議案第10号及び議案第16号に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、議案第6号「小牧市市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

体育館の空調設備については、利用者によって使用する場合と使用しない場合があり、公平性の観点から受益者負担とすることは、妥当であると考えます。また、他市においても、空調設備使用料は徴収されており、本市の使用料は比較しても低額に抑えられるとの説明でした。

さらに当日の天候や気温に応じて利用者が使用の有無を判断できる手続となっており、柔軟な運用が図られている点も評価できます。

次に、議案第10号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

家庭的保育事業者等が行う健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健康診査の結果を活用できるようにし、利用開始前の健康診断に加え、定期、臨時の健康診断も省略可能とするものであります。

本市では、4か月から5歳までの各時期に乳幼児健康診査を実施しており、その結果を活用することで同種の健康診断の重複を避け、必要な情報確認や書類のやり取りの簡素化につながるとの答弁がありました。これにより、子どもの受診負担の軽減や保護者の説明、提出負担の軽減にも寄与するものと考えます。

次に、議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

学校再編は、将来の子どもたちの教育環境をよりよくし、変化の激しい社会を生き抜く力を育むためにも避けて通れない取組であると考えます。教育委員会は、これまで学校を考える会の開催、保護者と意見交換会、アンケート調査、パブリックコメントなど複数の機会を通じて意見聴取と情報提供を行ってきました。児童生徒数の減少や教育環境の充実といった観点から、学校規模の適正化について検討が進められ、一定の方向性が示されているものと認識しております。

また、児童生徒数の減少状況を踏まえると再編を先送りするほど小規模化の影響を受けるのは、子どもたちであり、教育委員会や関係部署の準備が整うことを前提に令和9年度からの再編は妥当であると考えます。

以上の理由から、議案第6号「小牧市市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」議案第10号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対して賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の討論を終了させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋秀和）

猪飼議員。

○3番（猪飼健治）

1点、発言の訂正をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（舟橋秀和）

はい。

○3番（猪飼健治）

私、議案第8号、第45号のところで、加速化プランの財源として36兆円というふう  
に申し上げましたが、正しくは、3.6兆円の誤りでした。謹んで訂正をさせていただきます。  
失礼をいたしました。

○議長（舟橋秀和）

発言通告による討論は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号から議案第5号までの議案5件については、いずれも原案のとおり可決  
することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「小牧市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について」、議案第2号「小牧市農業公園の設置及び管理に関する条例の制定につい  
て」、議案第3号「小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、議  
案第4号「小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について」、議案第5号「小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃  
止する条例の制定について」は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第6号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求  
めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第6号「小牧市市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する  
条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

議案第8号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第8号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第9号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第10号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

議案第11号から、議案第15号までの議案5件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第12号「小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第13号「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「小牧市水道事業給水条例及び小牧市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第16号について採決いたします。本案は地方自治法第244条の2、第2項及び小牧市市立学校設置条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であり、議長も評決権を行使することとされておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は24名であります。その3分の2は16名であります。

議案第16号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第16号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号「小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号から議案第24号まで及び議案第50号の議案8件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋(大山橋)に係る撤去工事に関する実施協定の一部を変更する協定の締結について」、議案第19号「小牧文津調整池整備工事請負変更契約の締結について」、議案第20号「事故に係る損害賠償の額の決定について」、議案第21号「春日寺会館等の指定管理者の指定について」、議案第22号「本庄台老人憩の家等の指定管理者の指定について」、議案第23号「小牧市道路線の廃止について」、議案第24号「小牧市道路線の認定について」、議案第50号「補助金事務の誤りに係る和解及び損害賠償の額の決定について」は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第25号については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「専決処分の承認について」は承認されました。

議案第26号については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「専決処分の承認について」は承認されました。

議案第27号から議案第37号まで及び議案第51号の議案12件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「令和7年度小牧市一般会計補正予算(第9号)」、議案第28号「令和7年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)」、議案第29号「令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」、議案第30号「令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第31号「令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第32号「令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第33号「令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第34号「令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第35号「令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」、議案第36号「令和7年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)」、議案第37号「令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第51号「令和7年度小牧市一般会計補正予算(第10号)」については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第38号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第38号「令和8年度小牧市一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

議案第39号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第39号「令和8年度小牧市土地取得特別会計予算について」は原案のとおり可決されました。

議案第40号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第40号「令和8年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

議案第41号から、議案第44号までの議案4件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「令和8年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計予算」、議案第42号「令和8年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計予算」、議案第43号「令和8年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計予算」、議案第44号「令和8年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計予算」については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第45号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第45号「令和8年度小牧市介護保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第46号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第46号「令和8年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第47号及び議案第48号の議案2件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「令和8年度小牧市病院事業会計予算」、議案第48号「令和8年度小牧市水道事業会計予算」については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第49号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第49号「令和8年度小牧市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、請願について、請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第1号については、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、請願第1号「住民合意のない学校再編統廃合の中止を求める請願書について」は、不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、2時55分といたします。

(午前2時39分 休 憩)

(午後2時55分 再 開)

#### ○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

天野市長。

(天野正基市長 登壇)

#### ○市長（天野正基）

ただいま、上程されました議案第52号につきまして、御説明を申し上げます。

議案書第3号の1ページをお願いいたします。

議案第52号「小牧市副市長の選任について」であります。この議案は、副市長伊木利彦の任期が、令和8年3月31日に満了することに伴いまして、後任者として、石川徹氏を選任しようとするものであり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして、2ページに履歴経歴書を添付させていただいておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

提案理由の説明は終わりました。質疑に入ります。

通告順に発言を許します。

大上利幸議員。

（大上利幸議員 登壇）

○6番（大上利幸）

それでは、質問に入ります。議案第52号「小牧市副市長の選任について」天野市長は、就任から短期間であるため、職員の把握が十分にできてないと思うが、4年任期であり、重要なポストである副市長に現職員から選任する議案が上程されています。

副市長の選任には、もっと時間をかけて人選する必要があると考えるため質問をします。

（1）副市長の選任について、天野市長御自身で人選したのではなく、前市長の人事案をそのまま継承したと理解してよいのかどうかを伺います。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

天野市長。

（天野正基市長 登壇）

○市長（天野正基）

今回の副市長人事についての質問ですが、私としては、そのような理解ではありません。就任後、市政の現状や組織体制、副市長に求められる役割について確認を重ねた上で、この人事案が現在の小牧市にとって適正であるかを自らの責任において判断しております。

副市長は、市政運営の要として、全庁を調整し、行政を確実に前へ進める役割を担います。就任から1か月余りですが、行政の継続性と安定性を確保しつつ、職員と共に着実に市政を進めるためには、本市の実情を熟知し、即戦力として力を発揮できる人材が必要であると考えました。

その観点から、今回の候補者は十分に適任であると判断し、市長である私の責任において、この人事案を提案させていただいております。

○議長（舟橋秀和）

大上議員。

（大上利幸議員 登壇）

○6番（大上利幸）

前政の市政を継承するという最初の方針でしたが、今回の副市長の選任に関しては、

自ら決めてるということですね。

現職から選ばれてるんですが、現職の部長職以上でもかなりの人数がいらっしゃいますが、短期間で選ばれてるので市長にはしっかり人を見る目が、力があるんだなということを理解しました。

それでは、質問をします。

今回、選任されているのは、現役の職員であるため、上司の意見だけではなく、部下や同僚の職員の評価が重要だと考えますが、どのような評価だったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（舟橋秀和）

天野市長。

（天野正基市長 登壇）

○市長（天野正基）

繰り返しになりますが、今回の候補者は十分に適任であると判断し、市長である私の責任において、この人事案を提案させていただきました。

○6番（大上利幸）

質問と答えが違います。

○議長（舟橋秀和）

天野市長。

（天野正基市長 登壇）

○市長（天野正基）

その点も加味させていただきまして、今回の候補者は、十分に適任であると判断し、市長である私の責任において、この人事案を提案させていただきました。

○議長（舟橋秀和）

大上議員。

（大上利幸議員 登壇）

○6番（大上利幸）

天野市長、本当にしっかり答えていただきたいです、質問を聞いていただいて。お願いします。

それでは、選任された職員とは、やっぱり時間をかけて面談が必要だったと思いますが、これまでこれはおおよそでいいので、正確には求めませんので、何日間、トータルで何時間、1対1で話をされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（舟橋秀和）

天野市長。

(天野正基市長 登壇)

○市長（天野正基）

その点も含めまして、今回の候補者は十分に適任であると判断し、市長である私の責任において、この人事案を提案させていただきました。

○6番（大上利幸）

市長、質問をよく聞いて答えてください。

○議長（舟橋秀和）

発言通告による質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○23番（河内伸一）

議長、動議。

○議長（舟橋秀和）

河内伸一議員。

○23番（河内伸一）

ただいまの第52号議案については、委員会付託を省略し、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（「賛成」の声）

○議長（舟橋秀和）

ただいま、河内伸一議員より、動議が出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

発言通告による発言を許します。

大上利幸議員。

（大上利幸議員 登壇）

○6番（大上利幸）

私は、議案第52号「小牧市副市長の選任について」反対の立場から討論させていただきます。

反対する理由は、4年任期であり、重要なポストである副市長の選任には、もっと時間をかけて人選をする必要があると考えるからです。

今回、選任されているのは、現役の職員であるため、上司の意見だけではなく、部下や同僚職員の評価が重要であります。十分に確認をされていないのは問題があると考えます。市長は、人を見る力をお持ちのようですが、もっと時間をかけて仕事ぶりや、人物を十分に見極める必要があったと考えます。

私が市長だったら、2年目の副市長の選任を遅らせて、現役の職員やOB等から選ぶにしても時間をかけて人選すると思いますので、この短期間で副市長を選任する議案第52号に反対します。

○議長（舟橋秀和）

次に、小島倫明議員。

（小島倫明議員 登壇）（拍手）

○24番（小島倫明）

私は、議案第52号「小牧市副市長の選任について」賛成の立場から討論させていただきます。

石川徹氏は、小牧市職員として長年にわたり市政の中枢を担ってこられました。特に、教育部長として在任中は、本市の子どもたちの教育環境の充実と学力向上に取り組まれ、地域活性化営業部長としては、本市のシティープロモーションや企業誘致、観光振興など、町の活力を高める施策を力強く推進されました。

教育と地域活性化という市民生活に直結する2つの重要な分野でリーダーシップを発揮された実績は、副市長として市政全体を見渡し各部局を横断的に調整、推進していく力を示すものだと確信いたします。

石川氏が、副市長として天野市長を力強く補佐し、本市のさらなる発展に貢献されることを大いに期待し、本議案に賛成するものであります。

議員各位の満場の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（舟橋秀和）

発言通告による討論は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号については、これを同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第52号「小牧市副市長の選任について」は同意されました。

ここで、今任期をもって退任されます伊木副市長より挨拶があります。

(伊木利彦副市長 登壇) (拍手)

### ○副市長(伊木利彦)

ただいま、議長のお許しをいただきましたので貴重なお時間をいただいて恐縮ですが、一言、退任の御挨拶を申し上げます。

私は、昭和56年に小牧市に奉職し、37年間勤めた後、平成30年に副市長を拝命し、2期8年勤めさせていただきました。無事任期を全うし、退任を迎えられるのもひとえに議員各位をはじめ、市長、そして職員の多大なる御支援と御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

振り返りますと、この8年間は、いろいろ大変なこともありましたが、市長を支え、職員と共に全力で駆け抜けてまいりました。中央図書館や子ども未来館の整備など、中心市街地の活性化、さらには、子育て支援の充実など、本市の持続的な発展を目指した市政のかじ取りに携わることができたことは、私の誇りであります。

また、コロナ禍の際は、前例のない事態に対し、市民の皆様の命と暮らしを守るため市議会の皆様と緊密に連携して迅速な支援策を講じました。その中で、自治体の果たすべき役割の重さを再認識いたしました。今、自治体を取り巻く環境は、一段と厳しくなっていますが、小牧市には、無限の可能性が広がっております。今後とも、市議会を行政が両輪となって、このすばらしい小牧の未来を切り開いていかれることを切に願っております。

結びに当たり、小牧市のますますの御発展、並びに小牧市議会の大いなる御活躍、そして皆様の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げ私の退任の挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。(拍手)

### ○議長(舟橋秀和)

次に、新たに選任されました石川新副市長より挨拶があります。

(石川 徹副市長 登壇) (拍手)

### ○新副市長(石川 徹)

議長のお許しをいただきましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、副市長選任の議案に御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。大変、光栄なこととある一方で、この職の重さを考えますとまさに身の引き締まる思いであります。もとより、微力ではございますが、天野市長をしっかりとお支えをし、小牧市政発展のために誠心誠意取り組んで職責を全うしてまいりたいと考えておりま

す。

どうぞ議員各位には、これまで以上の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして誠に意は尽くせませんが、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。(拍手)

○議長(舟橋秀和)

次に、議案第53号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

天野市長。

○議長(舟橋秀和)

天野市長。

(天野正基市長 登壇)

○市長(天野正基)

ただいま上程されました議案第53号につきまして御説明を申し上げます。

議案書第53号の3ページをお願いいたします。議案第53号「小牧市固定資産評価員の選任について」であります。この議案は、固定資産評価員伊木利彦氏の辞意に伴いまして、後任者として笹原浩史氏を選任しようとするものであり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして、4ページに経歴書を添付させていただいておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(舟橋秀和)

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告はありません。発言はありませんか。

(「なし」の声)

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○23番(河内伸一)

議長、動議。

○議長(舟橋秀和)

河内伸一議員。

○23番(河内伸一)

ただいま上程中の議案については、委員会付託を省略し、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

(「賛成」の声)

○議長（舟橋秀和）

ただいま、河内伸一議員より動議が出され、動議は成立いたしました。  
動議のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

ただいまのところ、発言通告はありません。発言はありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第53号については、これを同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号「小牧市固定資産評価員の選任について」は、同意されました。

以上をもって、今定例会の付託された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和8年小牧市議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後3時12分 閉 会）

（午後3時12分 閉会式）

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまから、令和8年小牧市議会第1回定例会の閉会式を行います。

市長挨拶。

（天野正基市長 登壇）（拍手）

○市長（天野正基）

令和8年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案させていただきました議案につきましては、いずれも御議決を賜り誠にありがとうございました。

今回、議員各位から賜りました御意見、御提言につきましては、十分に検討し、今後の市政運営に適切に反映してまいります。

また、本日は、伊木副市長の任期満了に伴う新たな副市長の選任議案に市議会の御

同意をいただきました。このたび、退任する伊木副市長には、平成30年4月1日から8年間にわたり小牧市政進展のため、誠心誠意副市長の重責を全うしていただきました。市政運営の要として、各部局の連携を図りながら諸課題の解決に尽力され、また職員や関係機関に対しても常に丁寧に向き合われ、円滑な行政運営に大きくお力添えをいただきました。

これまでの御労苦と御功績に対し、この場をお借りして心からの敬意と感謝の意を表します。

伊木副市長の今後のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。

4月から、笹原、石川両副市長の新しい体制で市政運営に全力で当たっていく決意でありますので、議員各位をはじめ、皆様の格別の御理解と御支援をお願い申し上げます。

結びになりますが、新年度目前に控え何かと御多忙のことと存じます。今年は、桜の開花が全国的に平年より早いと報じられており、名古屋では、平年より1週間程度早い開花となりました。今週末には満開となる見込みとのことでした。

一方で寒暖差の大きい日も続いておりますので、議員各位におかれましては、どうか御自愛いただき、市政発展のため、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、市民の皆様におかれましてもますますの御健勝をお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)

#### ○議会事務局長(小川正夫)

議長挨拶。(拍手)

#### ○議長(舟橋秀和)

令和8年小牧市議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重審議の上、議了し本日閉会を迎えることに心から御礼申し上げます。また、市長はじめ、職員の皆様におかれましても大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

この春から、新しい環境に身を置かれる方もおいでになるかと存じますが、これまで積み重ねてこられた経験と努力は、どのような職場になられても背中を支える自信となって一步を踏み出す力になると確信しております。

どうかこれらも、これから始まる新しい環境での毎日が春の穏やかな日差しのように暖かく実りの多いものとなりますよう心よりお祈り申し上げます。

ただいまは年度末、そして、新年度を迎える準備の真ただ中であります。議員各

(概要版)

位、市長をはじめ、職員の皆様には、まさに御多忙極まる時期にいると存じます。

新たな年度がこの町の未来を形づくる皆様、一人一人のさらなる成長と活躍の機会となることを心より御期待申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議会事務局長(小川正夫)

これをもって、閉会式を終わります。

(午後3時17分 閉 式)

令和8年小牧市議会第1回定例会議事日程(第5日)

令和8年3月27日予算決算委員会終了後 開議

第1 諸般の報告

1 提出議案の報告

第2 議案及び請願審議

自 議案第1号

至 議案第51号

請願第1号

議案第52号

議案第53号

} 委員会審査報告・質疑・討論・採決

{ 上程・提案説明・質疑・委員会付託(省略)・

{ 討論・採決

(概要版)

上記の様様を録取し、その相違なきを証するためここに署名します。

令和8年3月27日

小 牧 市 議 会

議 長 舟 橋 秀 和

会議録署名議員 加 藤 晶 子

会議録署名議員 鈴 木 裕 士